

授業コード	JP12140010	開講年度・学期	2019年度前期
科目授業名	民法Ⅳ（家族法の基礎）		
英語科目授業名	Civil Law 4		
科目ナンバー	JAEP8807	必修・選択	必修
単位数	2単位	授業形態	講義
担当教員氏名 （代表含む）	森山 浩江		
科目の主題	民法のうち、家族法（親族法および相続法）について、基本的な概念および諸制度等を学ぶ。		
授業の到達目標	基本書をしっかりと読んで、家族法上の諸制度につき具体的な例を挙げて自分の言葉で説明できるようになること、重要な判例の意義を理解すること、これらの知識をふまえて具体的な事例に即した解決を導けるようになることが主な目的である。		
授業内容・ 授業計画①	<p>【授業内容】 家族法は、民法典の一部（第四編および第五編）であり、基本的には財産法におけると同様、要件・効果を定めた規範群であるが、一方で、民法の中でも格段に、その国の社会や歴史的経緯の特殊性が反映される分野である。これらのことをふまえつつ、理解しておくべき基本的な概念および諸制度（手続の基本的な枠組の理解を含む。）を、基本書に沿って押さえていく。 また、財産法との交錯点にも重要な点が多いため、各所において、財産法の復習を兼ねて確認していく。 相続法に関しては、2018年に行われた法改正をふまえて講義を行う。</p> <p>【授業計画】 （１）家族法の意義・家族法に関する紛争の手続・戸籍 家族法の意義・機能、家族法に関する紛争の手続の概要と特徴、戸籍との関係について学ぶ。 （２）婚姻の成立と効力 婚姻の成立要件、婚姻の諸効果、夫婦財産制について学ぶ。 （３）婚姻の解消・離婚の効果（財産分与） 離婚手続、裁判離婚の要件、離婚の効果としての財産分与について学ぶ。 （４）離婚と子ども・婚外関係と法 離婚に伴う親権・子の監護の変化、婚外関係と法の関係について学ぶ。 （５）実親子関係の発生 嫡出推定・認知その他の実親子関係の確定について学ぶ。 （６）人工生殖における親子関係・養親子関係 人工生殖における親子関係、養子制度の目的、養子縁組の成立および効果、離縁の手続、特別養子縁組について学ぶ。 （７）親権・後見・扶養 親権の意義と内容、親権の制約、未成年後見、成年後見、扶養の問題について学ぶ。 （８）相続の原則と相続人の確定 相続法の概要（相続法改正の概観を含む）、相続の根拠、相続人の確定と相続の順位について学ぶ。 （９）相続財産とその管理 相続財産の範囲、相続財産の管理に関わる問題について学ぶ。 （１０）相続分 具体的相続分概念、特別受益、寄与分等について学ぶ。 （１１）遺産分割 遺産分割の手続と効果、債権・債務の相続について学ぶ。 （１２）遺言 遺言の方式、その効力と解釈、遺贈、遺言の執行等について学ぶ。 （１３）遺留分 遺留分の意義、遺留分額の算定、遺留分侵害額請求等について学ぶ。 （１４）相続法分野の復習・総括 相続法改正による変化、財産法との関係等をふまえて注意すべき点を確認する。 （１５）期末試験</p> <p>※なお、以上の授業計画は、進行状況や法改正等に応じて変更することがある。</p>		

事前・事後学習の内容	<p>毎回、予習資料として事前に予習すべき点を伝えるので、各自でそれに従って必ず予習し（特に、教科書の該当部分を、引用されている条文の内容に照らしながら、しっかり読んでくこと）、質問事項として指示された点については解答を準備しておくこと。</p> <p>各回の事後学習としては、講義の内容を自身で整理したり、教科書および関連資料を読み返す等して、重要な点の知識を確実にしておくこと。</p>
評価方法	<p>相対評価 学年末の試験 90% 平常点（授業における参加状況や学習への積極性の評価を含む） 10%</p>
受講生へのコメント	<p>しっかり取り組めば、家族法の基本的な内容はこの講義で押さえることができます。そのためにも、毎回、基本書と共に、各条文にきちんと目を通すことを心がけて下さい。</p>
教材	<p>【教科書】 二宮周平『家族法〔第5版〕』（新世社・2019年） ※相続法改正に対応済み</p> <p>【参考書】 『民法判例百選III親族・相続〔第2版〕』（有斐閣・2018年）</p>